

花巻市内スポーツ施設指定管理者の指定について

公の施設の管理を行う指定管理者について、地方自治法の規定により次のとおり指定しました。

区 分	内 容
指定管理者が管理を行う施設の名称	<p>1 花巻市都市公園有料公園施設のうち次の から に掲げる施設</p> <p>(1) 花巻球場</p> <p>(2) 日居城野陸上競技場</p> <p>(3) 日居城野多目的広場</p> <p>(4) 日居城野多目的コート</p> <p>(5) 日居城野テニスコート</p> <p>(6) 花巻市総合体育館</p> <p>(7) 和田多目的広場</p> <p>(8) 和田プール</p> <p>2 花巻市スポーツ施設のうち次の から に掲げる施設</p> <p>(1) 花巻市民体育館</p> <p>(2) 花巻市民プール</p> <p>(3) 花巻市武徳殿</p> <p>(4) 石鳥谷野球場</p> <p>(5) 石鳥谷ふれあい運動公園</p> <p>(6) 石鳥谷体育館</p> <p>(7) 石鳥谷柔剣道場</p> <p>(8) 石鳥谷アイスアリーナ</p> <p>(9) 東和テニスコート</p> <p>(10) 東和体育館</p> <p>(11) 東和相撲場</p> <p>3 花巻市スポーツキャンプむら</p> <p>4 東和ふれあい広場</p> <p>(1) 東和ふれあい施設(毘沙門ドーム)</p> <p>(2) 東和ふれあい広場(ゲートボール場)</p> <p>5 東和農業者トレーニングセンター</p>
指定管理者となる団体の名称等	<p>所在地 花巻市城内1番43号</p> <p>名 称 財団法人花巻市体育協会</p> <p>代表者 会長 大石 満雄</p>
指定管理者が行う業務内容	<p>1 花巻市都市公園有料公園施設</p> <p>(1) 使用許可に関する事。ただし、目的外使用の許可を除く。</p> <p>(2) 使用期間及び使用時間の変更に関する事。</p> <p>(3) 指定管理施設の施設及び設備の維持管理に関する事。</p> <p>(4) 施設活用促進のためのスポーツ振興に関する事(スポーツ振興課が実施するスポーツ教室等を除く)。</p> <p>(5) 指定管理施設の管理運営に関し、市長が必要と認める事。</p>

区 分	内 容
指定管理者が行う業務内容	<p>2 花巻市スポーツ施設</p> <p>(1) 使用期間、使用時間及び休館日の変更に関する事。</p> <p>(2) 使用許可、使用許可の取消し等に関する事。ただし、目的外使用の許可を除く。</p> <p>(3) 指定管理施設の施設及び設備の維持管理に関する事。</p> <p>(4) 施設活用促進のためのスポーツ振興に関する事(スポーツ振興課が実施するスポーツ教室等を除く)。</p> <p>(5) 指定管理施設の管理運営に関し、市長が必要と認める事。</p> <p>3 花巻市スポーツキャンプむら</p> <p>(1) 開場期間及び使用時間の変更に関する事。</p> <p>(2) 使用許可、使用許可の取消し等に関する事。ただし、目的外使用の許可を除く。</p> <p>(3) 指定管理施設の施設及び設備の維持管理に関する事。</p> <p>(4) 施設活用促進のためのスポーツ振興に関する事(スポーツ振興課が実施するスポーツ教室等を除く)。</p> <p>(5) 指定管理施設の管理運営に関し、市長が必要と認める事。</p> <p>4 東和ふれあい広場</p> <p>(1) 休業日の変更に関する事。</p> <p>(2) 使用時間・期間の変更に関する事。ただし、目的外使用の許可を除く。</p> <p>(3) 使用許可、使用許可の取り消し等に関する事。</p> <p>(4) 広場施設の施設及び設備の維持管理に関する事。</p> <p>(5) 施設活用促進のためのスポーツ振興に関する事(スポーツ振興課が実施するスポーツ教室等を除く)。</p> <p>(6) 指定管理施設の管理運営に関し、市長が必要と認める事。</p> <p>5 東和農業者トレーニングセンター</p> <p>(1) 使用時間の変更に関する事。</p> <p>(2) 使用許可、使用許可の制限に関する事。ただし、目的外使用の許可を除く。</p> <p>(3) 指定管理施設の施設及び設備の維持管理に関する事。</p> <p>(4) 施設活用促進のためのスポーツ振興に関する事(スポーツ振興課が実施するスポーツ教室等を除く)。</p> <p>(5) 指定管理施設の管理運営に関し、市長が必要と認める事。</p>
指定管理者の選定理由	<p>財団法人花巻市体育協会は、指定管理者が行う業務に関するノウハウを十分に蓄積しているほか、施設を継続して適正に管理するための人的能力及び物的能力を有している。</p> <p>また、施設の管理運営に係る事業計画は、各種スポーツ教室、スポーツ大会を開催するなど施設の利用促進や利用者満足度を高める上で有効である。</p> <p>審査評価基準に基づく評価(書類審査、面接)</p> <p>合計得点 94.1点(154.8点満点)</p>

区 分	内 容
選定委員会の名称及び 委員氏名	<p>花巻市スポーツ施設指定管理者候補者選定委員会</p> <p>委員長 花巻市まちづくり部長 大山 拡詞 (代理出席 スポーツ振興課長 玉山 進)</p> <p>委 員 (株)東華商会代表取締役社長 佐藤 良介</p> <p>委 員 花巻市体育指導委員協議会 会長 佐藤 勝士</p> <p>委 員 花巻市総務部長 伊藤 隆規</p> <p>委 員 花巻市政策推進部長 亀澤 健</p>
指定の期間	平成22年4月1日から平成27年3月31日まで
指定管理者を指定した日	平成21年12月15日
問い合わせ先	<p>花巻市まちづくり部スポーツ振興課管理係</p> <p>担当：高橋 昭三</p> <p>電話：0198(24)2111 内線318</p>